

# 職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

平成23年10月31日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行いました。

この勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較したところ、月例給については、公務が民間を上回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を行った結果、この公民較差の解消を図るため、給料表および自宅に係る住居手当の引下げを行うことといたしました。また、特別給については、公務が民間の支給割合を下回っていましたが、その差はわずかであったため、据え置くことといたしました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、県民の理解を得るものとして定着しており、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

本県においては、厳しい財政状況を理由として、9年もの長きにわたり職員の給与が減額して支給されているところではありますが、こうした措置は、地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であります。人事委員会の勧告を踏まえることなく行われているこの措置は、財政健全化のためとはいえ、職員の士気の低下や人材確保への影響は避けられません。その代償の大きさを考えると、本委員会としては大変憂慮するところであり、職員の給与決定に当たっては、勧告に基づく適正な給与水準が確保されるべきものと考えます。

県民各位におかれては、人事委員会勧告の意義ならびに県職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。